

令和 7 年 4 月 1 日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札（事後審査型）に付する工事の内容

- (1) 工 事 名 南茅部小学校トイレ衛生設備改修工事
- (2) 施工場所 函館市尾札部町 1 6 0 9 番地 1
- (3) 工 期 契約の日から令和 7 年 1 2 月 1 2 日まで
- (4) 工事概要 児童・職員トイレ

暖房設備工事 換気設備工事 衛生器具設備工事
給水設備工事 給湯設備工事 排水・通気設備工事
撤去工事

バリアフリーストイレ

暖房設備工事 換気設備工事 衛生器具設備工事
給水設備工事 給湯設備工事 排水・通気設備工事
個人ブース

換気設備工事 撤去工事
仮設トイレ

給排水設備工事 撤去工事

- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）
2 9 , 5 4 0 , 0 0 0 円

- (6) 最低制限価格

函館市建設工事最低制限価格制度実施要領第 6 条第 1 項の規定による価格

- (7) その他

本工事は「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当し、かつ、3により入札への参加を制限されていないこと。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、管工事の工種に登録されていること。
- (2) 前号に係る管工事の工事予定価格の区分に対応する等級がA級に格付けされている者であること。
- (3) 函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者として指定されていること。
- (4) 市内に本店を有する者であること。

3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

- (1) 函館市請負工事施行成績評定要領
- (2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領
- (3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領
- (4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

4 入札参加資格の認定申請等

入札に参加しようとする者は、次のとおり必要書類を提出し、入札参加資格の認定を受けること。

(1) 必要書類

- ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 配置予定技術者調書

(2) 提出方法

入札書とともに郵送することとし、持参によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格の認定

入札参加資格の認定は、開札後に行うものとする。

5 工事費内訳書の提出

入札に際し，入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 契約条項を示す場所

函館市東雲町4番13号 函館市都市建設部まちづくり景観課（電話番号 0138-21-3354）

7 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間 令和7年5月15日から令和7年5月28日まで

(2) 閲覧場所 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）

8 質問書の提出

(1) 提出期間 令和7年5月15日から令和7年5月21日まで

(2) 提出先 函館市都市建設部建築課（電話番号 0138-21-3378）

9 入札執行の日時

令和7年5月29日午前10時

10 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課